

# 仙台市大規模災害復旧・復興建設工事共同企業体運用基準

(令和8年2月2日財政局長決裁)

## (趣旨)

第1条 この基準は、大規模災害からの円滑かつ迅速な復旧・復興を図るため、技術者・技能者の不足や建設工事需要の急増等への対応として、地域に精通している被災地域の地元の建設企業の施工力を強化するために結成される復旧・復興建設工事共同企業体（以下「復旧・復興建設工事共同企業体」という。）の運用に関し、必要な事項を定めるものとする。

## (対象工事)

第2条 復旧・復興建設工事共同企業体により施工することができる工事は、予定価格が1千万円以上5億円未満の土木工事又は舗装工事のうち発注者（市長又は仙台市契約規則（昭和39年仙台市規則第47号）第1条の2第1項第1号に規定する各局等の長をいう。以下同じ。）が入札公告において指定する工事（共同施工によるものに限る。）とする。

## (構成員の数)

第3条 復旧・復興建設工事共同企業体の構成員の数は、2社又は3社とする。

## (構成員の資格及び監理技術者又は主任技術者の配置)

第4条 復旧・復興建設工事共同企業体の構成員は、次に掲げる要件を満たす者とする。

- (1) 第9条第1項の規定による書類の提出に係る業種（以下「申請業種」という。）について、本市の競争入札参加資格を有すること
  - (2) 申請業種に係る建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第3条第1項の許可を受けた日から引き続き2年以上営業を継続していること
  - (3) 元請として申請業種と同種の工事（国又は地方公共団体等発注のものに限る。）の施工実績を有すること
  - (4) 申請業種に係る監理技術者（法第26条第2項に規定する監理技術者をいう。）となることのできる者で法第15条第2号イに掲げるもの又は申請業種に係る主任技術者（法第26条第1項に規定する主任技術者をいう。）となることのできる者で建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第7条の3第2号に掲げるもの（次項において「監理技術者又は主任技術者」という。）が存すること
- 2 復旧・復興建設工事共同企業体の構成員は、別に通知する配置技術者の兼務に関する条件を満たす場合を除き、監理技術者又は主任技術者を工事現場毎に専任で配置するものとする。ただし、当該工事の規模に見合った施工能力を有する構成員が監理技術者又は主任技術者を専任で配置する場合は、他の構成員は、監理技術者又は主任技術者を兼任で配置することで足りるものとする。

(構成員の代表者及び組合せ)

第5条 復旧・復興建設工事共同企業体の代表者となる構成員は、市内に本店を有するものとする。

2 構成員の組合せは、次の表の左欄に掲げる申請業種ごとに、中欄に掲げる前項の代表者の格付評点（仙台市競争入札参加資格登録要綱（平成22年3月30日市長決裁 以下「登録要綱」という）第10条第2項の格付評点をいう。）の区分に応じ、右欄に掲げる当該代表者以外の構成員の格付評点のとおりとする。

申請業種	代表者の格付評点	代表者以外の構成員の格付評点
土木工事	950点以上	800点以上
	800点以上950点未満	800点以上950点未満
舗装工事	900点以上	750点以上
	750点以上900点未満	750点以上900点未満

3 復旧・復興建設工事共同企業体、特定共同企業体（仙台市共同企業体運用基準（平成3年12月15日市長決裁）第2条第1項に規定する特定共同企業体をいう。）又は経常共同企業体（同条第2項に規定する経常共同企業体をいう。）の構成員は、他の復旧・復興建設工事共同企業体の構成員になることができる。ただし、1社が構成員になることができる復旧・復興建設工事共同企業体の数は2までとする。

4 発注者は、入札公告において入札に参加できる復旧・復興建設工事共同企業体を、青森県、岩手県、秋田県、宮城県、山形県又は福島県に本店を有するもののみで構成された復旧・復興建設工事共同企業体に限ることができる。

(結成方法)

第6条 復旧・復興建設工事共同企業体は、自主的に結成するものとする。

(出資比率)

第7条 復旧・復興建設工事共同企業体の各構成員の出資比率は、2社の場合は30%を、3社の場合は20%をそれぞれ下回らないものとする。

(協定書)

第8条 復旧・復興建設工事共同企業体を結成しようとする者は、復旧・復興建設工事共同企業体協定書（様式第2号）により協定を結ばなければならない。

(入札参加の手続き及び解散)

第9条 復旧・復興建設工事共同企業体として入札に参加しようとする者は、次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

- 一 復旧・復興建設工事共同企業体競争入札参加登録申請書（様式第1号）
- 二 復旧・復興建設工事共同企業体協定書（様式第2号）の写し
- 三 その他市長が必要と認める書類

2 復旧・復興建設工事共同企業体の登録の有効期間は、仙台市契約規則第4条及び登録要綱第4条に規定する一般競争入札参加資格者名簿（以下「名簿」という）の有効期間に準ずるものとする。

3 名簿の有効期間が満了し、新たな名簿が作成される場合は、改めて登録申請を行わなければならない。

4 復旧・復興建設工事共同企業体を解散した場合は、解散届（様式第5号）を市長に提出しなければならない。ただし、受注している工事がある場合は、当該工事の請負契約の履行後3月を経過するまでの間は、解散できないものとする。

5 復旧・復興建設工事共同企業体は、本店の移転、登録要綱第10条第4項に規定する格付の見直しその他の理由により、本基準第5条の規定を満たさなくなった場合は、前項に規定する解散届を提出しなければならない。

(入札参加の制限)

第10条 復旧・復興建設工事共同企業体及びその構成員（当該構成員を一員とする共同企業体を含む。）は、同一の入札に同時に参加することはできない。

(下請契約の締結の可否)

第11条 復旧・復興建設工事共同企業体が工事を施工する場合においては、構成員のうち1社以上が法第15条の規定に基づく特定建設業の許可を受けたものである場合に限り、法第16条に規定する金額以上となる下請契約を締結できるものとする。

(工事編成表等の提出)

第12条 復旧・復興建設工事共同企業体は、工事の請負契約の締結時に、共同企業体編成表（様式第3号）及び共同企業体協定書第8条に基づく協定書（様式第4号）の写しを発注者に提出しなければならない。

(その他)

第13条 この基準の運用に関し必要な事項は、財政局長が別に定める。

附 則

この基準は、令和8年4月1日から実施する。

なお、実施の日をもって、仙台市復旧・復興建設工事共同企業体運用基準（平成24年4月20日市長決裁）は廃止する。

様式第1号

復旧・復興建設工事共同企業体競争入札参加登録申請書

年 月 日

仙台市長 あて

共同企業体の名称

共同企業体の代表者の  
住所, 名称及び代表者名

印※

共同企業体の構成員の  
住所, 名称及び代表者名

印※

共同企業体の構成員の  
住所, 名称及び代表者名

印※

今般, 連帯責任によって, \_\_\_\_\_を  
代表者とする \_\_\_\_\_共同企業体を結成  
したので, 復旧・復興工事に係る競争入札登録について, 関係書類を添えて申請します。

構成員の名称	建設業許可番号 許可年月日	登録する業種
		・ 土木工事
		・ 舗装工事
		※登録する業種に○印

※押印を省略する場合は以下に共同企業体の代表者における本件責任者及び担当者の部署名, 氏名及び連絡先を記載すること

本件責任者 部署名 (任意) \_\_\_\_\_ 氏 名 \_\_\_\_\_ 電 話 \_\_\_\_\_

本件担当者 部署名 (任意) \_\_\_\_\_ 氏 名 \_\_\_\_\_ 電 話 \_\_\_\_\_

様式第2号

\_\_\_\_復旧・復興建設工事共同企業体協定書

(目的)

第1条 当共同企業体は、復旧・復興建設工事共同企業体の対象となる工事（以下「復旧・復興工事」という。）を共同連帯して営むことを目的とする。

(名称)

第2条 当共同企業体は、\_\_\_\_復旧・復興建設工事共同企業体（以下「当企業体」という。）と称する。

(事務所の所在地)

第3条 当企業体は、事務所を（事務所住所）に置く。

(成立の時期及び解散の時期)

第4条 当企業体は、\_\_\_\_年 \_\_\_\_月 \_\_\_\_日に成立し、その存続期間は \_\_\_\_年とする。ただし \_\_\_\_年を経過しても、当企業体が受注した工事請負契約の履行後3ヶ月を経過するまでは解散することができない。

2 前項の存続期間は、構成員全員の同意を得て、これを延長することができる。

(構成員の住所、名称及び代表者)

第5条 当企業体の構成員は、次のとおりとする。

共同企業体の代表者の  
住所、名称及び代表者名

共同企業体の構成員の  
住所、名称及び代表者名

共同企業体の構成員の  
住所、名称及び代表者名

(代表者の名称)

第6条 当企業体は、（共同企業体代表者の名称）を代表者とする。

(代表者の権限)

第7条 当企業体の代表者は、復旧・復興工事の施工に関し、当企業体を代表してその権限を行うことを名義上明らかにした上で、発注者及び監督官庁等と折衝する権限並びに請負代金（前払金及び部分払金を含む。）を請求及び受領する権限並びに当企業体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

(構成員の出資の割合等)

第8条 当企業体の構成員の出資の割合は別に定めるところによるものとする。

2 金銭以外のものによる出資については、時価を参しやくの上構成員が協議して評価するものとする。

(運営委員会)

第9条 当企業体は、構成員全員をもって運営委員会を設け、組織及び編成に関する事項、工事の施工の基本に関する事項、資金管理方法及び下請け企業の決定に関する事項その他当企業体の運営に関する基本的かつ重要な事項については協議の上決定し、復旧・復興工事の完成に当るものとする。

(構成員の責任)

第10条 各構成員は、復旧・復興工事の請負契約の履行及び下請契約その他の復旧・復興工事の実施に伴い当企業体が負担する債務の履行に関して、連帯して責任を負うものとする。

(取引金融機関)

第11条 当企業体の取引金融機関は、(金融機関名称)とし、当企業体の名称を冠した代表者名義の別口預金口座によって取引するものとする。

(決算)

第12条 当企業体は、復旧・復興工事完成の都度、当該復旧・復興工事について決算するものとする。

(利益金配当の割合)

第13条 決算の結果利益を生じた場合は、第8条に基づく規定所に規定する出資の割合に応じ構成員に利益金を配当するものとする。

(欠損金負担の割合)

第14条 決算の結果欠損金を生じた場合は、第8条に基づく規定所に規定する出資の割合

に応じ構成員が欠損金を負担するものとする。

(権利義務の移転の制限)

第15条 本協定書に基づく権利義務は他人に移転することができない。

(工事途中における構成員の脱退に対する措置)

第16条 構成員は、発注者及び構成員全員の承認がなければ、当企業体が復旧・復興工事を完成する日までは脱退することができない。

- 2 構成員のうち、復旧・復興工事の途中において前項の規定により脱退した者がある場合においては、残存構成員が共同連帯して復旧・復興工事を完成する。
- 3 第1項の規定により構成員のうち脱退した者があるときは、残存構成員の出資の割合は、脱退構成員が脱退前に有していたところの出資の割合を、残存構成員が有している出資の割合により分割し、これを第8条に基づく協定書に規定する割合に加えた割合とする。
- 4 脱退した構成員の出資金の返還は、決算の際に行うものとする。ただし、決算の結果欠損金を生じた場合には、脱退した構成員の出資金から構成員が脱退しなかった場合に負担すべき金額を控除した金額を返還するものとする。
- 5 決算の結果利益を生じた場合でも、脱退構成員には利益金の配当を行わない。

(構成員の除名)

第16条の2 当企業体は、構成員のうちいずれかが、復旧・復興工事の工事途中において重要な義務の不履行その他の除名し得る正当な事由を生じた場合においては、発注者及び他の構成員全員の承諾を得て当該構成員を除名することができる。

- 2 前項の場合において、除名した構成員に対して、その旨を通知しなければならない。
- 3 第1項の規定により構成員が除名された場合は、前条第2項から第5項までの規定を準用する。

(工事途中における構成員の破産又は解散に対する措置)

第17条 構成員のうちいずれかが復旧・復興工事の工事途中において、破産又は解散した場合は、第16条第2項から第5項までの規定を準用する。

(代表者の変更)

第17条の2 代表者が脱退し若しくは除名された場合又は代表者としての責務を果たせなくなった場合においては、従前の代表者に代えて、発注者及び他の構成員全員の承諾を得て他の構成員のうちいずれかを代表者とするものとする。

(解散後の契約不適合責任)

第18条 当企業体が解散した後においても、当該工事につき契約不適合があったときは、各  
成員は共同連帯してその責に任ずるものとする。

(協定書に定めのない事項)

第19条 この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

(共同企業体代表者の名称) 外 社は、上記のとおり\_\_\_\_復旧・復興建設工事共同企業体  
を締結したので、その証拠としてこの協定書 通を作成し、各通に構成員が記名押印し、各  
自所持するものとする。

年 月 日

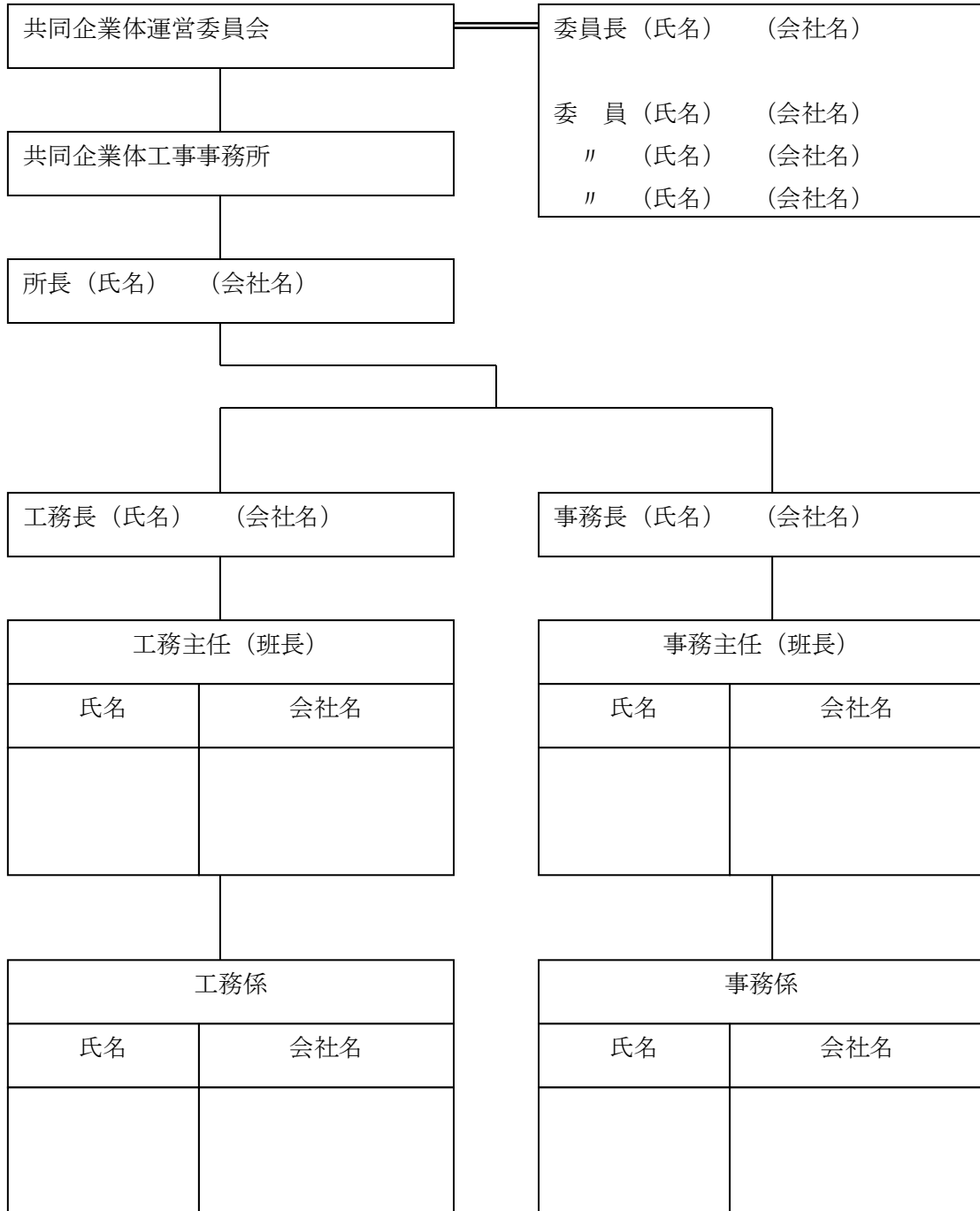
共同企業体の代表者の  
住所、名称及び代表者名 印

共同企業体の構成員の  
住所、名称及び代表者名 印

共同企業体の構成員の  
住所、名称及び代表者名 印

\_\_\_ 復旧・復興建設工事共同企業体編成表

年 月 日



様式第4号

\_\_\_\_復旧・復興建設工事共同企業体協定書第8条に基づく協定書

仙台市発注に係る下記工事について、\_\_\_\_復旧・復興建設工事共同企業体協定書第8条の規定により、当企業体構成員の出資の割合を次のとおり定める。

ただし、当該工事について、発注者との間で契約内容の変更増減があっても構成員の出資の割合は変わらないものとする。

記

1 工事の名称

2 出資の割合	共同企業体代表者の名称	%
	共同企業体構成員の名称	%
	共同企業体構成員の名称	%

(共同企業体代表者の名称) 外 社は、上記のとおり出資の割合を定めたので、その証拠としてこの協定書 通を作成し、各構成員が記名押印して各自所持するものとする。

年 月 日

\_\_\_\_復旧・復興建設工事共同企業体代表者

代表者の名称及び

代表者氏名

印

共同企業体構成員の名称

及び代表者名

印

共同企業体構成員の名称

及び代表者名

印

様式第5号

解 散 届

年 月 日

仙台市長 あて

共同企業体の名称

共同企業体の代表者の  
住所, 名称及び代表者名

印※

共同企業体の構成員の  
住所, 名称及び代表者名

印※

共同企業体の構成員の  
住所, 名称及び代表者名

印※

年 月 日付けで申請した\_\_\_\_\_共同  
企業体については, 年 月 日付けで解散したので, 届け出ます。

※押印を省略する場合は以下に本件責任者及び担当者の部署名, 氏名及び連絡先を記載すること

本件責任者 部署名 (任意) \_\_\_\_\_ 氏 名 \_\_\_\_\_ 電 話 \_\_\_\_\_

本件担当者 部署名 (任意) \_\_\_\_\_ 氏 名 \_\_\_\_\_ 電 話 \_\_\_\_\_